

原議保存期間	5年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁生企発第753号
令和7年12月9日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備員等の検定の運用について（通達）

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う検定（以下「検定」という。）については、法及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）によるほか、「警備員等の検定の運用について（通達）」（令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第366号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、令和7年12月15日から警察行政手続オンライン化システムの運用が開始されることに伴い、所要の改正を行ったので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 検定担当者の配置

検定の円滑かつ効果的な実施を図るため、警視庁及び道府県警察本部の警備業を担当する課において検定に係る次の事務を行う検定担当者を配置するものとし、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てること。

- (1) 学科試験及び実技試験の実施時期、場所、種別及び級の決定に関すること。
- (2) 3の検定実施計画書の作成に関すること。
- (3) 学科試験及び実技試験の問題作成に関すること。
- (4) 学科試験及び実技試験の実施の監督に関すること。
- (5) 検定の可否の判定に関すること。
- (6) 警察庁、管区警察局長及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

2 検定の実施時期等

検定の実施時期等は、当該都道府県における警備業者数、警備員数等の事情を総合的に勘案して決定すること。

1回の検定は、原則としておおむね30人を対象に実施すること。検定は、公安委員会が行う直接検定により行うのが原則であり、国家資格であることに鑑み、検定申請者が相当数（30人程度）見込まれる場合には、必ず実施するものとし、これに満たない場合には、近隣公安委員会と共同で実施するなどにより、原則として少な

くとも1年に1回は検定規則第1条各号に掲げる警備業務の種別ごと及び級ごとに実施すること。

なお、検定の実施時期の決定に当たっては、受検者の利便を図るため、法第23条第3項の国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会の実施時期等も考慮すること。

3 検定実施計画の作成

検定を実施する場合には、事前の適当な時期に、適宜の方法により、受検希望者数等を調査し、検定の実施を公示するまでに、次の事項を記載した検定実施計画書を作成すること。

- (1) 警備業務の種別及び級
- (2) 受検予定人員
- (3) 実施予定期日及び場所
- (4) 実施予定期日における日程
- (5) 検定に従事する者の氏名
- (6) 使用する資機材

4 検定実技試験員の指定

検定規則第6条第3項の規定による検定実技試験員の指定は、次のいずれかに該当する者の中から行うものとする。

- (1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員
- (2) 警察庁生活安全企画課長が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員

5 検定の手続

(1) 検定の公示等

ア 検定を行おうとするときは、検定規則第7条の規定による公示を行うほか、ウェブサイトに掲載するなどの方法により警備業者に公示事項を周知徹底すること。公示の方法は、都道府県公報への掲載その他の公衆が知ることのできる状態に置くことができる方法によって行うこと。

イ 公示事項については、次の点に留意すること。

(ア) 検定の実施期日は、検定の実施日及び時間が明らかになるようにすること。

(例) 令和7年12月17日（水）午前9時から午後5時まで

(イ) 検定規則第7条第2号の「受検手続に関する事項」には、次の事項が含まれること。

- ① 検定申請の期限
- ② 検定申請書の提出先及び提出の方法
- ③ 検定申請に必要な書類
- ④ 手数料の納入の時期及び方法
- ⑤ 定員

⑥ 検定規則第8条に規定する受検資格（1級の検定に限る。）

- (ウ) 検定規則第7条第3号の「その他検定の実施に関し必要な事項」には、検定申請者の数が定員を超える場合における受検者の選択の方法が含まれること。

(2) 1級の検定の受検資格等

ア 受検資格

- (ア) 検定規則第8条第1号の「当該種別の警備業務に従事し」とは、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していることをいい、警備業者の使用人であっても、営業、会計等の事務に従事している場合には、「警備業務に従事し」とはいえない。また、当該種別の警備業務の管理又は監督に従事している者で、法第45条に規定する警備員名簿に登載され、警備現場において具体的な指揮、命令を行っている者は、「警備業務に従事し」としている者に当たる。
- (イ) 検定規則第8条第1号の「従事した期間が1年以上」とあるとは、合格証明書の交付を受けた以後、通算して1年以上当該種別の警備業務に従事した期間があることを意味する。また、同一の警備業者の下でなくても、通算して1年以上当該種別の警備業務に従事していれば足りる。
- (ウ) 検定規則第8条第2号の者には、「1級の検定受検資格基準及び認定手続」（別添1）の資格認定の基準を満たし、資格認定の手続により認定を受けた者が該当する。

イ 検定規則第8条各号に掲げる者に該当することを疎明する書面

検定申請者は、検定規則第8条各号に掲げる者に該当することを疎明する書面（以下「疎明資料」という。）を検定申請書に添付しなければならない（検定規則第9条第4項第1号）が、疎明資料としては、次のものを添付させること。

- (ア) 検定規則第8条第1号に該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び検定を受けようとする当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）
- (イ) 検定規則第8条第2号に該当する者として1級検定受検資格認定を受けた者については、その認定書の写し

ウ 疎明資料の作成要領等

- (ア) 検定規則第8条第1号に該当する者に係る警備業務従事証明書は、別記書式例第1に準拠して作成させること。
- (イ) 検定規則第8条第1号に該当する者について、一の警備業者の下で検定を受けようとする当該種別の警備業務に従事した期間が1年に満たない場合には、同号に該当することを疎明するために必要な複数の警備業務従事証明

書を添付させること。

- (ウ) 検定規則第8条第1号に該当する者について、申込者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明させた上で同号に該当することを誓約する書面（別記書式例第2に準拠して作成させること。）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出させること。
- (エ) 警備業者に対し、その警備員又は警備員であった者が検定を受検するために警備業務従事証明書の発行を求めた場合に、これを拒否することがないよう指導すること。

(3) 検定申請書の受理

1級の検定に係る検定申請書の受理に際しては、(2)イの疎明資料が添付されていることを確認すること。

なお、当該疎明資料は、検定申請時に検定申請書に添付して提出することとされている（検定規則第9条第4項第1号）ことから、1級の検定を受けようとする者は、検定申請時において検定規則第8条各号のいずれかに該当している必要があることに留意すること。

(4) 受検票の交付

対面により検定申請書の提出を受けたときは、受検資格を満たさない者を除き、原則として即日受検票を交付するとともに、その際に手数料を徴収すること。

また、電子申請により検定申請書の提出を受けたときは、受験資格を満たさない者を除き、速やかに受験票を交付するとともに、その際に手数料を徴収すること。

(5) 合格証明書の様式

合格証明書の番号は、一連番号を表面右上部の「第 号」の部分に記載すること。

なお、再交付及び書換えの場合には、新たに合格証明書を作成して交付することとなるので、備考部分には、その履歴として、再交付又は書換えの年月日とその理由をその都度記載すること。また、偽造防止の観点から、ラミネート加工することが望ましい。

(6) 合格証明書の交付等

ア 法第23条第5項において準用する法第22条第4項各号に定める欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当したことにより合格証明書を交付しない場合には、不交付の理由を付した公安委員会名の書面により通知すること。この部分における書面の様式については、別記様式第1号のとおりとすること。

イ 検定規則第14条の規定により合格証明書の交付を受けようとする者が、合格証明書交付申請書の提出時において欠格事由に該当する場合でも、欠格事由の有無を調査する期間中に当該欠格事由が消失する場合には、欠格事由がないも

のとして取り扱って差し支えないこと。

ウ 検定規則第14条第3項第2号の規定により、申請時に提出する検定規則第11条の成績証明書及び検定規則第17条第13号の講習会修了証明書は、交付の日から起算して1年を経過していないものに限ることとされていることに留意すること。

エ 合格証明書は、検定に合格した警備業務の種別及び級に応じて、1枚ずつ交付されるものなので、既に検定に合格している者が、新たに別の警備業務の種別又は別の級の検定に合格した場合には、別の合格証明書を交付すること。

オ 合格証明書の返納命令

(ア) 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納命令は、検定の合格に関して合格証明書の交付を受けた者に起因する瑕疵があった場合、合格証明書の交付を受けた者として不適当な行為を行った場合等において、合格証明書を返納させることにより、検定制度の公正と信頼性を担保しようとするものであること。

(イ) 合格証明書の返納命令は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第44条第1項の規定により、返納命令の理由を付した公安委員会名による返納命令書を交付して行うこととされていることに留意すること。なお、この場合における返納命令書の様式については、別記様式第2号のとおりとすること。

(ウ) 合格証明書の返納命令は、やむを得ない場合を除き、当該合格証明書を交付した公安委員会が行うこと。したがって、他の公安委員会が合格証明書の交付を受けた者について返納事由を認知した場合には、当該合格証明書を交付した公安委員会に対し、その旨を通知すること。

6 検定の実施

「学科試験及び実技試験の実施要領」（別添2）により実施すること。

7 標章

検定規則第16条に規定する標章（以下「検定標章」という。）は、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第15号に規定する法令により定められた標章に該当するので、合格証明書の交付を受けていない者又は合格証明書の交付を受けた者ではあるが現に交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事していない者が、検定標章又はこれに似せて作った物を用いた場合には、同号により処罰されることとなる。

別記書式例第 1

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者が、 年 月 日から 年 月 日までの間

○ ○ 警備業務に従事していたことに、間違いありません。

公安委員会 殿

年 月 日

住所又は主たる営業所（法人）の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

認定をした公安委員会の名称
公安委員会

認定の番号
第 号

記載要領

○○の部分は、従事していた（いる）警備業務の内容を具体的に記載すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記書式例第 2

誓 約 書

私は、次の理由で警備業務従事証明書の発行を受けられませんでした。が、別添の履歴書記載のとおり、〇〇警備業務に係る 2 級の検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事していた期間が 1 年以上である者であることを誓約します。

理由 ☐ 所属していた警備業者（ ）が、
既に廃業している。

☐ 次の事情による。

公安委員会 殿

年 月 日
住 所

氏 名

生年月日

記載要領

- 1 ☐ は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 2 〇〇の部分は、従事していた（いる）警備業務の内容を具体的に記載すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

合 格 証 明 書 不 交 付 通 知 書

住 所

氏 名 殿

警備業法第23条第 5 項において準用する第22条第 4 項の規定
により、合格証明書を交付しないこととしましたので通知します。

理 由

年 月 日

公安委員会 印

備考
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 号

合 格 証 明 書 返 納 命 令 書

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

警備業法第23条第 5 項において準用する第22条第 7 項の規定により、
公安委員会第 号 年 月 日交付の合格証明
書の返納を命ずる。

氏 名		生年月日	
住 所			
交付年月日		合格証明書番号	
警備業務の種別及び級			
理由			

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

1 級の検定受検資格基準及び認定手続

1 資格認定の基本原則

検定規則第8条第1号に規定されているように、1級の検定は、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、1年以上の当該種別の警備業務の従事経験を有する者に対して行うことが原則であり、また、1級の検定の受検者の質的な均衡を図る必要があることから、資格認定は、極めて限定的に実施する必要があることに留意すること。

2 資格認定の基準

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるものであること。
- (2) 指定講習の講師として委嘱されていた者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (3) 警察官の職にあった期間が継続して3年以上である者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (4) 登録講習機関の講師として委嘱されている者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (5) (1)から(4)に準ずる者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。

3 資格認定の手続

資格認定の手続は、次の要領により行うこと。

- (1) 資格認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）には、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に、別記書式第1号の1級検定受検資格認定申請書（以下「申請書」という。）を提出させること。
- (2) 申請書には、申請者が2に掲げる基準のいずれかに該当することを証する次の書面を添付させること。

ア 2(1)に該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の写し及び旧2級検定の合格証の写し並びに当該種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する警備業務従事証明書（本文別記書式例第1を参照。警備業務従事証明書を提出できない場合には、誓約書（別記書式例を参照）及び履歴書。以下同じ。）

イ 2 (2)に該当する者にあつては、指定講習を行っていた法人の発行した講師として委嘱していた旨の書面

ウ 2 (3)に該当する者にあつては、警察官の職にあった期間が継続して3年以上で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面

エ 2 (4)に該当する者にあつては、登録講習機関の発行した講師として委嘱している旨の書面

オ 2 (5)に該当する者にあつては、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面

(3) 添付書類の作成要領等については、本文5 (2)ウを参照のこと。

(4) 申請者が2に掲げる基準に該当すると認めたときは、別記書式第2号の1級検定受検資格認定書を交付すること。

(5) 申請者が2に掲げる基準に該当しないと認めたときは、別記書式第3号の1級検定受検資格不認定通知書によりその旨を通知すること。

4 報告

資格認定を行おうとする場合には、2 (1)の場合を除いて、その都度、申請者の氏名、住所、略歴及び当該資格認定を行うことを相当と認める理由を、警察庁生活安全企画課まで連絡すること。

別記書式第 1 号

1 級 検 定 受 検 資 格 認 定 申 請 書

公安委員会 殿

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定（ ）
の受検資格を有することの認定を申請します。

理由

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 「理由」欄には、警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 1 号に掲げる者と同
等以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。

別記書式第 2 号

1 級 検 定 受 検 資 格 認 定 書

住 所

氏 名 殿

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定()
の受検資格を有することを認定します。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

1 級 検 定 受 検 資 格 不 認 定 通 知 書

住 所

氏 名 殿

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定()
の受検資格を有する者とは認定しないので通知します。

理 由

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記書式例

誓 約 書

私は、次の理由で警備業務従事証明書の発行を受けられませんでした。が、別添の履歴書記載のとおり、〇〇警備業務について２級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る旧２級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が１年以上であるものであることを誓約します。

理由 ☐ 所属していた警備業者（ ）が、
既に廃業している。
☐ 次の事情による。

公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

記載要領

- 1 ☐は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 2 〇〇の部分は、従事していた（いる）警備業務の内容を具体的に記載すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別添 2

学科試験及び実技試験の実施要領

1 目的

この実施要領は、法第23条第2項の規定による学科試験及び実技試験を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 体制等

(1) 検定担当者

検定担当者は、学科試験及び実技試験の実施の監督を行う。

(2) 検定試験員

検定実技試験員の指定を受けた警察職員は、検定試験員として、学科試験及び実技試験の採点等を行う。

(3) 検定補助員

検定補助員は、学科試験及び実技試験の実施時における検定試験員の補助、採点表の集計、受検者の受付・案内・誘導等の補助活動を行う。

(4) 担当者の識別

検定担当者、検定試験員及び検定補助員については、その区分を明示した名札又は腕章等を装着させること。

3 実施基準

(1) 学科試験及び実技試験の実施方法

ア 学科試験及び実技試験は、検定の種別及び級別ごとに実施すること。

イ 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、別紙のとおりとすること。

ウ 学科試験は、5肢択一式20問の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その配点は、1問につき5点とし、100点満点とすること。

なお、電子計算機その他の機器を使用して試験を行う場合であっても、自宅等から受験することは認められない。

エ 学科試験の問題は、「学科試験問題例」に掲載されている問題と難易度が同程度の問題とすること。

オ 学科試験の試験時間は60分とし、原則として途中退場は認めないこと。

カ 実技試験の実施方法は、「実技試験問題」及び「採点表」のとおりとすること。

なお、採点は、受検者一人につき一人の検定試験員が行い、採点方法は、減点式採点法とし、採点表の減点欄に配点された点を上限として減点するものとする。

キ 実技試験の途中において、受検者が合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかなきときは、途中で中止することができるものとする。

(2) 受検票の携帯

受検票を携帯しない者には、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合においては、本人であることが確認できた場合にのみ受検させることができる。

(3) 遅刻者

遅刻した者に対しては、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合であって、学科試験及び実技試験の開始後20分以内であるときは、受検させることができる。

(4) 問題用紙等の回収

問題用紙、解答用紙その他試験の実施に関して試験の内容に関する書面を配布した場合には、試験の終了後に回収すること。

4 合否の判定等

(1) 合否の判定基準

学科試験及び実技試験の合格基準については、検定規則第6条第2項及び第4項の規定により、90%以上の成績であることに留意すること。

(2) 不正行為をした者の取扱い

ア 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したときは、当該者については、以後の試験を受けさせないこと。この場合において、当該者についての得点は0点とする。

イ 学科試験及び実技試験の終了後、受検者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該不正行為を行った者についての得点は0点とする。

(3) 合否の発表

学科試験及び実技試験の合否の発表は、それぞれの試験終了後、速やかに合格者の氏名及び受検番号を発表すること。

発表については、受検者等が確認できる適宜の方法により実施するものとする。

なお、採点した点数は、公表しないこと。ただし、受検者本人が、自分の点数の教示を申し出た場合には、同人に対し、同人の点数のみを教示するなど、適宜対応しても差し支えない。

(4) 成績証明書の交付

実技試験の合否発表後に、合格者に対して、その場所において成績証明書を交付すること。

5 学科試験実施上の留意事項

(1) 試験問題の冒頭に「受検上の注意事項」等を明記すること。

(2) 試験問題の作成に当たっては、文章の表現方法等から、正答が容易に推知されないように配慮すること。

(3) 試験問題の配列については、問題の前後関係から、正答が容易に推知されないように配慮すること。

- (4) 「学科試験問題例」は、検定担当者が保管することとし、部外者はもちろん、部内者においても関係者以外の者に閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。
- (5) 採点に当たっては、次のことに留意すること。
 - ア 5肢択一であるので、1問につき2個以上の解答をした場合には、その解答は0点とすること。
 - イ 解答が判読し難いなど不明瞭である場合には、その解答は0点とすること。

6 実技試験実施上の留意事項

- (1) 実技試験の実施は、検定担当者の指揮の下、検定試験員及び検定補助員による総合的な運用が特に要求されるので、実技試験実施前の適宜の時期に十分な打合せを行い、運用上遺漏のないようにすること。
- (2) 検定試験員には、事前に、「実技試験問題」及び「採点表」の内容を十分に説明し、採点上の公正性及び厳格性の確保に努めること。
- (3) 実技試験の会場は、実施する種目、天候等を考慮して、適宜、屋内、屋外を選択すること。
- (4) 公正性の確保のため、会場内に受検実施者以外の受検者が待機できる控室（待機所）等を準備すること。
- (5) 資機材の準備に当たっては、規格、材質、大きさ等が不斉一とならないように配意すること。
- (6) 実技試験の実施に当たって、受検者の数によっては、適宜班編成をして運用するなどに配意すること。
- (7) 受検者には、受検票の番号を記載したゼッケン等を装着させ、一見して識別できるようにすること。
- (8) 実技試験の開始前に、全受検者を集合させ、進行順序、受検上の注意事項、実施要領等について説明し、実技試験が円滑に運用できるように配意すること。
- (9) 各種目ごとの説明に当たっては、適宜の場所において、「実技試験問題」の内容を受検者が理解できるように明瞭に分かりやすく説明すること。
- (10) 各種目の実技実施中、制限時間内に受検者が実技を終了した場合には、その場に起立させるなどして、未了者との区別を図ること。
- (11) 検定試験員等は採点中に、受検者と不必要な会話をしないこと。
- (12) 採点項目が多岐にわたっているので、受検者を交代させる際、検定試験員の採点時間の確保に留意すること。
- (13) 次の受検者を入場させる前に、使用資機材等会場の設定状況を同一の状態にしておくこと。
- (14) 受検者の負傷等に備え、救急箱等を準備しておくこと。
- (15) 採点等に当たっては、既に配布してあるDVD「警察官による警備員等の実技試験検定のポイント」を参考とすること。

7 成績証明書交付後の合格の取消し

偽りその他不正の手段により学科試験及び実技試験を受けた者に対しては、合格を取り消すことができる。

- (1) 合格を取り消した旨を公示すること。
- (2) 合格を取り消したときは、直ちに別記様式の成績証明書不交付通知書を交付し、成績証明書を交付せず、又は交付した成績証明書を返納させるものとする。
- (3) 警察庁生活安全企画課長に、取消しを受けた者の氏名、本籍、住所及び成績証明書の番号を報告すること。

別記様式

成 績 証 明 書 不 交 付 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

年 月 日に実施した検定の学科試験及び実技試験に係る成績証明書については、交付しないので通知する。

	住 所			
	氏 名		生年月日	
理 由				

備考
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

空港保安警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 （警備員等の 検定等に関する 規則）	試験 区 分	１ 級					試験 区 分	２ 級				
		判定の基準	１級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	２級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	日本における航空保安対策の概要	1	5		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10	
			空港保安警備業務の実施と基本的人権						空港保安警備業務の意義と重要性			
									警備業法第１５条 警備員の使命と心構え			
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港保安警備業務検定１級合格者の役割 １級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点					警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第２１条、第２２条、第２３条） 礼式と基本動作			
法令に関する こと。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第１条、第２条、第３条、第４条、第１４条、第１６条、第１７条、第１８条、第２１条） 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等） 刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、威力業務妨害罪等） 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識） 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） 遺失物法（全般についての知識）	2	10		学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第１条、第２条、第３条、第４条、第１４条、第１６条、第１７条、第１８条） 憲法（人権についての概略的知識） 刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識） 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）	4	20	
			航空法（全般についての知識） 航空機の強奪等の処罰に関する法律（全般についての知識） 銃砲刀剣類所持等取締法（全般についての知識） 外交関係に関するウィーン条約（全般についての知識） 国際民間航空条約その他の条約及び国土交通省告示、指針 消防法（全般についての知識） 爆発物取締罰則						航空法（爆発物等の輸送禁止についての概略的知識） 航空機の強奪等の処罰に関する法律（概略的知識） 銃砲刀剣類所持等取締法（銃砲刀剣類等についての概略的知識） 外交関係に関するウィーン条約（概略的知識） 民間航空機の安全に対する不法な行為の防止に関する条約			
乗客等の接遇に関する こと。	学科	乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	特別旅客接遇要領 トラブル等防止と発生時の対応	5	25		学科	乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	接遇の基本 ポスト別の接遇	2	10	
		英語に関する高度に専門的な知識を有すること。	保安検査実施上必要な英会話					英語に関する専門的な知識を有すること。	保安検査実施上必要な英会話			
	実技	乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力を有すること。	トラブル発生時の処理要領			5	実技	乗客等の接遇を行う専門的な能力を有すること。	保安検査に対する協力依頼 言葉使い及び接遇態度 検査終了後の謝辞			5
		英会話を行う高度に専門的な能力を有すること。	業務全般に必要な英会話					英会話を行う専門的な能力を有すること。	保安検査実施上必要な英会話			
手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関する こと。	学科	金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具(以下「手荷物等検査用機械器具」という。)の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	固定式金属探知機の電磁力線発生の原理 エックス線透視手荷物検査装置（以下「X・RAY」という。）のエックス線発生の原理 携帯用金属探知機（以下「HMD」という。）の電磁力線発生の原理 爆発物自動検査装置の作動原理 液体物検査装置の作動原理	7	35		学科	手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。	固定式金属探知器の構造及び機能 携帯用金属探知器（以下「HMD」という。）の構造及び機能 X・RAYの構造、機能及び安全性 爆発物自動検査装置（以下「EDS」という。）の構造及び機能 液体物検査装置の構造及び機能	5	25	
			固定式金属探知機の感度確認方法						HMDの感度調整方法			
			固定式金属探知器の機能確認の実施						HMDの感度調整方法			
			案内担当者の留意事項 モニター担当者の留意事項 仕分担当者の留意事項						HMDの操作方法			
	実技	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	固定式金属探知機の感度確認方法			5	実技	手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力を有すること。	HMDの感度調整方法			5
		手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力を有すること。	固定式金属探知器の機能確認の実施					手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力を有すること。	HMDの感度調整方法			
	学科	手荷物等検査用機械器具を操作するために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	案内担当者の留意事項 モニター担当者の留意事項 仕分担当者の留意事項			5	学科	手荷物等検査用機械器具を操作するために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	HMDの操作方法			5
		手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。	案内担当者の留意事項 モニター担当者の留意事項 仕分担当者の留意事項					手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。	HMDの操作方法			
	実技	手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力を有すること。	手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 故障及び不調の場合にとるべき措置			5	実技	手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。	HMDの外観及び警報ランプの点滅等による点検			5
		手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力を有すること。	X・RAYの性能確認の実施					手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。	HMDの外観及び警報ランプの点滅等による点検			
	学科	手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	案内担当者の留意事項 接触検査担当者の留意事項 航空の危険を生じさせるおそれのある物件が重なり合うなどの複雑な場合におけるエックス線透視装置による判別要領			5	学科	手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	案内担当者の心構え及び検査手順 モニター担当者の心構え及び検査手順 仕分け担当者の心構え及び検査手順 開被検査担当者の心構え及び検査手順 接触検査担当者の心構え及び検査手順			5
		手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	X・RAYのモニター映像等による判別要領 接触検査での凶器が隠れている場合の発見要領 開被検査での凶器が隠れている場合の発見要領					手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	X・RAYのモニター映像等による判別要領 HMDによる接触検査での航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発見要領 開被検査による航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発見要領			

科目 （警備員等の 検定等に関する 規則）	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級										
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点						
空港に関する こと。	学科	空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。	飛行場の設置者及び管理者	1	5	学科	空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。	飛行場の種類及び種別	2	1 0								
			管理規程					飛行場の施設										
			空港管理規則															
		航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空運送代理店の業務				航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。	航空運送事業者の業務										
			航空運送取扱業者の業務					運送約款										
		警察署、地方入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察の責務				警察署、地方入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識を有すること。	空港警察の業務										
			空港保安委員会の設置の目的と構成機関					税関の業務										
								入国管理の業務										
								検疫の業務										
空港保安警備 業務の管理に 関すること。	学科	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	検査手順の指導方法	1	5													
			検査態勢の点検方法															
			凶器等検出日計表の作成要領															
			検査員及び検査機器の管理															
	実技	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	検査業務報告書の作成	1 0														
			検査機器管理簿の作成															
航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	通報連絡の指揮要領	3	1 5	5	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性	5	2 5	5						
			追加連絡要領						警察機関等への連絡の系統									
									警察機関等への連絡要領									
	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	各種事案発生時における通報の実施				5 実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領									
	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	避難誘導の指揮要領				学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	避難誘導の意義及び基本的事項									
			爆発物等処理要領の指導方法						爆発物等処理要領									
	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有すること。	凶器等所持者の警察官への引継ぎの実施				5 実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件の処理要領									
	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否				学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い									
			警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否						警戒杖の取扱い									
			非金属製の楯の管理、応用操作及び取扱いの適否						非金属製の楯の取扱い									
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）									
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の応用操作要領				5 実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要領									
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）									
	学科	その他応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	救急法				学科	その他応急の措置を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	消火器の機能及び使用方法									
			救急法の意義と重要性															
			負傷者等の応急手当の概要															
実技	その他応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の応急措置要領				5 実技	その他応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の意識確認要領										

施設警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務に 関する基本的な 事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。	施設警備業務の形態	3	1 5	学科	警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	1 0		
			施設警備業務の実施と基本的人権					施設警備業務の意義と重要性				
								警備業法第 1 5 条				
		警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識を有すること。	施設警備業務検定 1 級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門 的な知識を有すること	警備員の使命と心構え				
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点					警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 3 条）				
法令に 関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。	警備業法（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条、第 2 1 条）	3	1 5	学科	法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 専門的な知識を有すること。	警備業法（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条）	4	2 0		
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たっ て留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的 人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防 止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信 の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、 抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等）					憲法（人権についての概略的知識）				
			刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻 却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫 罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等）					刑法（正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵 入についての概略的知識）				
			刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識）					刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識）				
			警察官職務執行法（警察官による避難等の措置に ついての一般的知識）					警察官職務執行法（警察官による避難等の措置に ついての概略的知識）				
			遺失物法（全般についての知識）					遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知 識）				
		消防法、銃砲刀剣類所持等取締法 その他施設警備業務の実施に必要 な法令に関する高度に専門的な知 識を有すること。	消防法（全般についての知識）				消防法、銃砲刀剣類所持等取締法 その他施設警備業務の実施に必要 な法令に関する専門的な知識を有 すること。	消防法（火災発生時の措置等についての概略的知 識）				
			銃砲刀剣類所持等取締法（全般についての知識）					銃砲刀剣類所持等取締法（銃砲刀剣類等につい ての概略的知識）				
			民法（善管注意義務、債務不履行、損害賠償）					軽犯罪法(概略的知識)				
			軽犯罪法(全般についての知識)									
警備業務対象 施設における 保安に関する こと。	学科	人又は車両等の出入の管理(以下 「出入管理」という。)の方法に 関する高度に専門的な知識を有す ること。	物品搬送許可書等を使用した出入管理の方法	6	3 0	学科	出入管理の方法に関する専門的な 知識を有すること。	基本的な報告要領	6	3 0		
			車両の出入管理と事故の防止					出入管理の目的と重要性				
			爆発物等に対する予防に関する知識					鍵と錠の基礎知識				
			隠匿物件の発見要領					鍵の取扱要領				
								人の出入管理要領				
								物の出入管理要領				
	実技	出入管理を行う高度に専門的な能 力を有すること。	携帯型金属探知機による隠匿物件の発見要領			1 5	実技	出入管理による不審物件の発見要領			2 0	
			エックス線透視装置による不審物件の判別					手荷物開披検査及び携帯用金属探知機を使用した 出入管理要領				
	学科	巡回の方法に関する高度に専門的 な知識を有すること。	重要施設における巡回実施要領				学科	巡回の目的と重要性				
			不審な物件又は不審者発見の着眼点					巡回における着眼点及び留意点				
	実技	巡回を行う高度に専門的な能力を 有すること。	重要施設における巡回実施要領			1 5	実技	ビデオ映像等による巡回実施上の着眼点及び留意 事項			2 0	
			不審な物件又は不審者発見の着眼点									
	学科	携帯用無線装置、金属探知機、侵 入検知装置、遠隔監視装置その他 施設警備業務を実施するために使 用する機器(以下「施設警備業務 用機器」という。)に関する高度 に専門的な知識を有すること。	総合管理システムの機能及び使用方法				学科	携帯用無線装置の機能と操作要領				
			非常用放送設備の機能及び使用方法					施設警備業務用機器の種類と管理方法				
								火災の基礎知識				
								消防用設備の基礎知識				
								消火器の機能及び使用方法				
			屋内消火栓の基礎知識									
実技	施設警備業務用機器を操作する高 度に専門的な能力を有すること。	総合管理システムの機能及び使用方法	1 5	実技	非常放送設備の基礎知識	1 5						
		非常用放送設備の機能及び使用方法			携帯用金属探知機の機能と使用方法							
学科	施設警備業務用機器の故障又は不 調の場合にとるべき措置に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。	総合管理システム、非常用放送設備の誤作動の原 因の解明		学科	自動火災報知設備の構成と管理方法							
					自動火災報知機の操作要領							
実技	施設警備業務用機器の故障又は不 調の場合にとるべき措置を行う高 度に専門的な能力を有すること。	総合管理システムの機器の部分遮断、自動システ ムの手動切替え	5	実技	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合に取る べき措置							
					自動火災報知設備の故障又は不調の原因解明							
施設警備業務 の管理に 関すること。	学科	警備業務対象施設の構造、周囲の 状況その他施設警備業務の実施に 必要な事情に関する事前調査を的 確に行うため必要な事項に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。	事前調査の意義と重要性	1	5							
			事前調査実施上の留意事項									
		出入管理及び巡回の方法並びに施 設警備業務用機器の使用の管理そ の他施設警備業務を能率的かつ安 全に実施するために必要な業務の 管理の方法に関する高度に専門的 な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領									
	実技	警備業務対象施設の構造、周囲の 状況その他施設警備業務の実施に 必要な事情を助案して、当該業務 を能率的かつ安全な実施に必要な 業務の管理を行う高度に専門的な 能力を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領（警備員の 配置計画等）									1 5

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務対象 施設の破壊等 の事故が発生 した場合にお ける応急の措 置に関するこ と。	学科	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	脅迫電話（爆破予告）等の対処要領	7	3	5	学科	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識を有すること。	不審者又は不審物を発見した場合の措置	8	4	0
			爆発物発見時の措置						脅迫電話を受けた場合の措置			
			不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定									
	実技	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	爆発物発見時の措置要領				1 0	実技	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力を有すること。			1 0
			不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定						不審者又は不審な物件を発見した場合の措置要領			
	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故の発生後の指揮命令				学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡要領			1 0
			警察関係機関等への追加連絡要領						警察機関等への連絡要領			
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警察関係機関等への追加連絡要領				1 0	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。			1 0
	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点（出血、意識、顔色、呼吸、脈拍、瞳孔等）				学科	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性			5
									負傷者等の応急手当の概要			
			火災発生時における避難誘導の実施要領						避難誘導の措置及び留意点			
	実技	事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。					5	実技	三角巾を使用した止血要領			5
			非常用放送設備を使用した避難誘導要領						負傷者の搬送要領			
	学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否				学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い			1 0
			警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否						警戒杖の取扱い			
			非金属製の楯の管理、応用操作及び取扱いの適否						非金属製の楯の取扱い			
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）			
	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領				5	実技	警戒棒、警戒丈及び非金属製の楯の基本操作要領			1 0
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）			
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群集心理の態様と適切な対応				学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	火災発生時の対処要領			5
			火災発生時の対処要領（屋内消火栓の使用要領、消防隊への引継ぎ）						事故等の発生時における心構え			
									現場保存の意義及び実施上の留意点			
									警察官への引継ぎ			
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	屋内消火栓の使用方法				5	実技	火災発生時における自動火災報知設備による館内放送要領			5

交通誘導警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級					
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務の形態	2	1 0		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	1 0		
			交通誘導警備業務の実施と基本的人権						交通誘導警備業務の意義と重要性				
									警備業法第 1 5 条				
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務検定 1 級合格者の役割					警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること	警備員の使命と心構え				
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係						警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 3 条）				
			部下指導上の留意点										
法令に関する こと。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（全般についての知識）	5	2 5	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条）	4	2 0			
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等）					憲法（人権についての概略的知識）					
			刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等）					刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識）					
			刑事訴訟法（現行犯逮捕についての全般的知識）					刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識）					
			警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての知識）					警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての知識）					
		遺失物法（全般についての知識）	遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）										
	道路交通法（第 1 条、第 2 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 3 条の 2、第 1 4 条、第 1 7 条、第 2 5 条、第 2 5 条の 2、第 2 6 条の 2、第 3 5 条、第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 3 8 条の 2、第 4 0 条、第 4 1 条の 2、第 4 3 条、第 4 4 条、第 4 5 条、第 7 6 条のほか、緊急自動車の要件等についての知識）	道路交通法（第 1 条、第 2 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 3 条の 2、第 1 4 条、第 1 7 条、第 2 5 条、第 2 5 条の 2、第 2 6 条の 2、第 3 5 条、第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 3 8 条の 2、第 4 0 条、第 4 1 条の 2、第 4 3 条、第 4 4 条、第 4 5 条、第 7 6 条）											
車両等の誘導に関する こと。	学科	さく、赤色灯その他の交通誘導業務を実施するために使用する各種資機材(以下「交通誘導警備業務用資機材」という。)の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導業務用資機材の管理方法	4	2 0	学科	交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務用資機材の種類、機能及び使用方法	8	4 0			
			現場情勢の変化に即した交通誘導業務用資機材の配置					交通誘導警備業務用資機材の点検及び整備					
	実技	交通誘導警備業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の選定				2 0	実技				交通誘導警備業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う専門的な能力を有すること。	小旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導
			交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の配置										誘導灯を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導
			交通誘導現場に応じた警備員の配置										大旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導
													その他交通誘導警備業務用資機材の使用方法
	学科	人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	交差点付近における交通誘導要領				学科	人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。				合図実施上の留意点	3 0
			交互通行における交通誘導要領									合図の種類と基本動作	
			緊急車両等接近通過時の留意点									合図実施のための位置の選定	
拡声器による交通誘導要領			合図実施中における受傷事故の防止										
交通誘導現場の指揮要領			工事現場の出入口、対面通行等における交通誘導										
実技	人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う高度に専門的な能力を有すること。	交互通行規制に従事する警備員に対する指揮要領	2 0	実技	人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う専門的な能力を有すること。	合図実施のための位置の選定							
		交互通行規制での工事車両に対する交通誘導要領				警笛及び素手の合図による車両の後進誘導要領							
						合図の基本動作							
交通誘導業務の管理に関する こと	学科	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義	2	1 0								
			交通量及び道路状況等の事前調査実施上の留意点										
			交通規制の実施状況等の事前調査実施上の留意点										
	学科	その他交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領										
			交通誘導警備業務用資機材の配置要領										
			警備員の配置要領										
実技	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情を勘案して、交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)	2 0										

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級						
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		
工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察機関等への追加連絡要領 第三者への依頼による警察機関等への連絡要領	7	3 5		学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡要領	6	3 0			
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警察機関等への追加連絡要領			1 0	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領			2 0		
	学科	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当実施上の留意点 事故の現場における迂回路等への交通誘導要領				学科	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性 負傷者等の搬送要領及び応急手当の概要 交通誘導資機材を使用した道路における危険防止措置要領					
			事故の現場における迂回路等への交通誘導要領						三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領					
	実技	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	事故の現場における迂回路等への交通誘導要領			1 0	実技	事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領			1 0		
	学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の護身術（応用）				学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い 徒手の護身術（基本）					
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）					
	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の応用操作 徒手の護身術（応用）			1 0	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒の基本操作要領 徒手の護身術（基本）			1 0		
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）					
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群集心理の態様と適切な対応 拡声器による広報要領					その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	消火器の機能及び使用方法 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ 事故の発生時における二次災害の防止要領					
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による避難誘導要領			1 0	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	交通事故の発生時における二次災害の防止要領			1 0		

核燃料物質等危険物運搬警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 （警備員等の 検定等に関する 規則）	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務に 関する基本的な 事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務の形態	2	1 0	学科	警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	1 0		
			核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本的 人権					核燃料物質等危険物運搬警備業務の意義と重要性				
		警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務検定 1 級合格者 の役割				警備員の資質の向上に関する専門 的な知識を有すること	警備業法第 1 5 条				
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意事項					警備員の使命と心構え				
							警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 3 条）					
								礼式と基本動作				
法令に 関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（全般についての知識）	4	2 0	学科	法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 専門的な知識を有すること。	警備業法（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 1 4、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条）	4	2 0		
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たっ て留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的 人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防 止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信 の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、 抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等）					憲法（人権についての概略的知識）				
			刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻 却事由、窃盗罪、強盗罪等）					刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識）				
			刑事訴訟法（現行犯逮捕についての一般的知識）					刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識）				
			警察官職務執行法（警察官による避難等の措置に ついての一般的知識）		警察官職務執行法（警察官による避難等の措置に ついての概略的知識）							
			遺失物法（全般についての知識）		遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）							
核原料物質等 危険物に 関すること。	学科	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律、道路運送 車両法その他核燃料物質等危険物 運搬警備業務の実施に必要な法令 に関する高度に専門的な知識を有 すること。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律（運搬届出等についての一般的知識）	1	5	学科	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律、道路運送 車両法その他核燃料物質等危険物 運搬警備業務の実施に必要な法令 に関する専門的な知識を有するこ と。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律（運搬届出等についての概略的知識）	2	1 0		
			道路運送車両法（点検等についての一般的知識）					道路運送車両法（放射性物質等を積載する車両 についての概略的知識）				
			原子力基本法（全般についての知識）					道路交通法(交通規制についての概略的知識)				
			放射性同位元素等による放射線障害の防止に 関する法律（運搬届出等についての一般的知識）					原子力基本法（概略的知識）				
			化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に 関する法律(運搬届出等についての一般的知識)		放射性同位元素等による放射線障害の防止に 関する法律（運搬届出等についての概略的知識）							
			細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産 及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施 に関する法律(全般についての知識)		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に 関する法律(運搬届出等についての一般的知識)							
			消防法（火災発見者の通報義務等についての知 識）		細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産 及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施 に関する法律(全般についての知識)							
			電波法（運用全般についての一般的知識）									
核燃料物質等 危険物の 性質に 関すること。	学科	核燃料物質等危険物の性質に 関する高度に専門的な知識を有 すること。	放射線による被爆の態様	1	5	学科	核燃料物質等危険物の性質に 関する専門的な知識を有すること。	放射線の基本的な知識と放射線防護の原則	2	1 0		
			放射線の影響と許容量					原子の構造とウラン核分裂の仕組み				
			化学兵器及び毒性物質の性質					核燃料物質等危険物に関する基本的知識				
			原子炉の種類と仕組等原子力の基礎的知識					化学兵器及び毒性物質に関する基本的知識				
核燃料物質等 危険物の 運搬に 使用 する車 両の装 置及び 核燃料 物質等 危険物 を封入 した容 器等の 構造に 関する 高度に 専門的 な知識 を有 するこ と。	学科	核燃料物質等危険物の運搬に 使用する車両の装置及び核燃料 物質等危険物を封入した容器等 の構造に関する高度に専門的な 知識を有すること。	プルトニウム、MOX 燃料、高濃縮ウラン燃料等 の性質			核燃料物質等危険物の運搬に 使用する車両の装置及び核燃料 物質等危険物を封入した容器等 の構造に関する専門的な知識を 有すること。	車両の構造と各部の機能					
			スケルチ回路、受信メリットその他車載用無線機 及び携帯用無線機操作上の留意点				車両装備品の名称とその機能					
			A 型、L 型、B M 型、及び B U 型容器の構造と運 搬方法				車載用無線機及び携帯用無線機の構造及び機能 と。					
							運搬容器の種類と運搬方法					
車両による 伴走及び 周囲の 見張りに 関すること。	学科	伴走に使用する車両の故障及び不 調の原因並びにその対策に 関する高度に専門的な知識を 有すること。	走行中の異常の発見方法	5	2 5	学科	伴走に使用する車両の故障及び不 調の原因並びにその対策に 関する専門的な知識を有すること。	運搬前の車両の点検	5	2 5		
			車両が故障した場合の応急措置要領					車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換要領				
	実技	伴走に使用する車両の点検及び修 理を行う高度に専門的な能力を 有すること。	車両の休憩地における点検要領			1 0	実技	伴走に使用する車両の点検及び修 理を行う専門的な能力を有するこ と。				車載用無線機の点検
												携帯用無線機の点検
	学科	車両による伴走を行うため必要 な事項に関する高度に専門的な 知識を有すること。	運搬経路の把握と維持		学科	車両による伴走を行うため必要 な事項に関する専門的な知識を 有すること。	各警備業務用車両の役割及び各車両内における警 備員の役割分担					
トンネルの安全通過要領			的確な車間距離と車線の変更要領									
	学科	運搬中における周囲の見張りを行 うため必要な事項に関する高度 に専門的な知識を有すること。	警察官に停車を命ぜられた場合の対応		学科	運搬中における周囲の見張りを行 うため必要な事項に関する専門 的な知識を有すること。	隊列離脱時の報告					
各警備用車両間の無線通信要領			安全走行に必要な情報									
			積載車両の緊急停止時における措置要領				駐車場所における車両の誘導方法					
							特異な情報の発見方法					
							駐車場所及び運航中における警戒要領					

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
(車両による 伴走及び周囲 の見張りに関 すること。)	実技	運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	警備用車両間の無線通信要領 警察官に停車を命ぜられた場合の対応 積載車両の緊急停止時における適切な警備員の配置等による警戒要領	(5)	25	10	実技	運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。	V T R 映像等による駐車場所及び運行中における警戒要領	(5)	(25)	20
	学科	運搬中において、当該警備業務の実施に関し指令業務を行う者その他の関係者(以下「指令業務担当者等」という。)への連絡を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡				学科	運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 定所連絡及び定時連絡の要領			
	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡			10	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領			10
核燃料物質等 危険物運搬警 備業務の管理 に関するこ と。	学科	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義と重要性 運搬経路の事前調査実施上の留意点 調査日時選定上の留意点	2	10							
	学科	その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の効率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬警備計画書及び警備指令書の作成要領 警備用車両及び資機材の配置要領 警備員の配置要領									
	実技	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)			20						
核燃料物質等 危険物に係る 盗難等の事故 が発生した場合 における応急 の措置に関 すること。	学科	サーベイメーター、フィルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具(以下「放射線量測定用機械器具」という。)の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	G Mサーベイメーターの管理方法 G Mサーベイメーターによる放射線源の特定要領	6	30		学科	放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	放射線量測定用機械器具の種類と原理 ガラスバッジの構造、機能、操作方法及び管理方法 G Mサーベイメーターの構造、機能及び操作方法	7	35	
	実技	放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	G Mサーベイメーターによる放射線源の特定要領			10	実技	放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。	G Mサーベイメーターの点検と零点補正及び電池の交換要領			10
	実技	放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。	G Mサーベイメーターによる空間線量率等の測定要領				実技	放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。				
	学科	ロープ、消火器、吸収材その他の事故の発生時における放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材(以下「放射線障害等防止用資機材」という。)の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領 資機材の管理方法				学科	放射線障害等防止用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	ロープ及び吸収剤等の使用方法 消火器の機能、使用方法及び管理方法 拡声器の機能、使用方法及び管理方法 警戒区域設定上の留意事項			
	実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領			10	実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有すること。	消火器の点検要領			
	実技	放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。	警戒区域設定の方法 拡声器による広報要領			10	実技	放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力を有すること。	ロープ等を使用した警戒区域の設定要領			10
	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	基地局等への無線連絡要領 原子力の安全対策に関する機関への連絡				学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡の系統 警察機関等への連絡要領			
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	基地局等への無線連絡要領			10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	基地局への連絡要領			20
	学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の楯の管理及び取扱いの適否 徒手の護身術(応用)				学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い 警戒杖の取扱い 非金属製の楯の取扱い 徒手の護身術(基本)			
	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 徒手の護身術(応用)			5	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の基本操作要領 徒手の護身術(基本)			10
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うために必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当の要領 立入制限区域の広報要領 群集心理の態様と適切な対応				学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うために必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性 負傷者等の応急手当の概要 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ			
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による立入制限区域等の広報要領			5	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	拡声器による避難誘導要領			10

貴重品運搬警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 （警備員等の 検定等に関する 規則）	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務の形態	2	1 0	学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	1 0		
			貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権					貴重品運搬警備業務の意義と重要性				
								警備業法第 1 5 条 警備員の使命と心構え				
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務検定 1 級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 3 条）				
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係									
			部下指導上の留意点					礼式と基本動作				
法令に関する こと。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条、第 2 1 条）	4	2 0	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条）	4	2 0		
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等）					憲法（人権についての概略的知識）				
			刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等）					刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識）				
			刑事訴訟法（現行犯逮捕についての一般的知識）					刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識）				
			警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての一般的知識）					警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識）				
			遺失物法（全般についての知識）					遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）				
		道路交通法その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法（交通規制についての一般的知識）				道路交 通法 その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	道路交通法（交通規制についての概略的知識）				
			道路運送車両法（日常点検についての一般的知識）									
			電波法（運用についての一般的知識）									
貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	学科	貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務用車両の警報装置及び警報送信機の操作方法 警報装置及び警報送信機の構造、機能及び操作方法	6	3 0	学科	貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務用車両の構造、機能及び操作方法 貴重品運搬警備業務用車両装備品の名称、その機能及び操作方法 車載用無線機及び携帯用無線機の構造、機能及び操作方法	6	3 0		
	実技	貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警報装置及び警報送信機の操作要領			5 実技	貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う専門的な能力を有すること。	車載用無線機の点検要領				
	学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	走行中の異常の発見方法			学科	貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	運行前の車両の点検				
			貴重品運搬警備業務用車両が故障した場合の応急措置要領					車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換				
			警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領					車載用無線機の点検				
			警報送信機の点検要領					携帯用無線機の点検				
	実技	貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力を有すること。	警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等での点検要領 警報送信機の点検要領			1 0 実技	貴重品運搬警備業務用車両を操作する専門的な能力を有すること。	車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要領				
	学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持 トンネルの安全通過管理			学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	伴走の方法と警備業務用車両の役割 的確な車間距離による伴走 車列離脱時の報告 安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導要領				
	学科	運搬中における周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領			学科	運搬中における周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	特異な情報の発見方法 駐車場所及び運行中における警戒要領				
	実技	運搬中における周囲の見張りをを行う高度に専門的な能力を有すること。	V T R 映像等による警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領			1 0 実技	運搬中における周囲の見張りをを行う専門的な能力を有すること。	ビデオ映像等による駐車場所及び運行中における警戒要領		2 0		
	学科	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法			学科	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	貴重品積卸し時の警戒要領 貴重品携行時の警戒要領 貴重品引渡し時の注意事項 貴重品受領時の注意事項		2 5		
	実技	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行う高度に専門的な能力を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 同乗する他の警備員に対する警戒指揮要領			2 0 実技	運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行う専門的な能力を有すること。	貴重品積卸し時の警戒要領 貴重品携行時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領				
	学科	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運行計画を変更する場合の指示事項			学科	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 定所連絡及び定時連絡の要領		1 0		
			積卸しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着の報告を受けた場合の確認及び指示すべき事項									
			襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項									
			襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の指令指示事項									
	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項			1 0 実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領			1 0	
			襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の指令指示事項									

科目 (警備員等の 検定等に関する規則)	試験 区分	1 級					試験 区分	2 級				
		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点		判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
貴重品運搬警備業務の管理に関すること。	学科	貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に実施するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事前調査の意義と重要性	2	1 0							
			運搬経路の事前調査実施上の留意点									
			調査日時選定上の留意点									
		その他貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領									
			貴重品運搬警備業務用車両及び資器材の配置要領									
	実技	貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備員の配置要領									
			警備計画書又は警備指令書の作成要領									
運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	基地局等への連絡要領	6	3 0		学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性	8	4 0	
			指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領						警察機関等への連絡の系統			
			警察機関等への追加連絡要領						警察機関等への連絡要領			
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領			1 0	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領			1 0
	学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断				学科	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い			
			警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否						警戒杖の取扱い			
			非金属製の楯の管理及び取扱いの適否						非金属製の楯の取扱い			
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）			
	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領			5	実技	護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒及、警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要領			1 0
			徒手の護身術（応用）						徒手の護身術（基本）			
	学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当の要領				学科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	救急法の意義と重要性			
			襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領						負傷者等の応急手当の概要			
									避難誘導の意義及び基本的事項			
									現場保存の意義及び実施上の留意点			
									警察官への引継ぎ			
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領			1 0	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	三角巾を使用した止血要領			1 0
									負傷者の搬送要領			

雑踏警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準																	
科目	試験区分	１級					試験区分	２級									
（警備員等の検定等に関する規則）		判定の基準	１級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点		判定の基準	２級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点					
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	雑踏警備業務の形態	2	10		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10						
			雑踏警備業務の実施と基本的人権						雑踏警備業務の意義と重要性								
									警備業法第１５条								
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	雑踏警備業務検定１級合格者の役割					警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の使命と心構え								
			１級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係						警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第２１条、第２２条、第２３条）								
			部下指導上の留意点						礼式と基本動作								
法令に関する こと。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第１条、第２条、第３条、第４条、第１４条、第１６条、第１７条、第２１条）	5	25		学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第１条、第２条、第３条、第４条、第１４条、第１６条、第１７条、第１８条、第２１条）	4	20						
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等）						憲法（人権についての概略的知識）								
			刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等）						刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識）								
			刑事訴訟法（現行犯逮捕についての一般的知識）						刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識）								
			警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての一般的知識）						警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識）								
			遺失物法（全般についての知識）						遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）								
		軽犯罪法、道路交通法その他雑踏警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法（第１条、第２条、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条、第１３条の２、第１４条、第１７条、第２５条、第２５条の２、第２６条の２、第３５条、第３６条、第３７条、第３８条、第３８条の２、第４０条、第４１条の２、第４３条、第４４条、第４５条、第７６条、第７７条のほか、緊急自動車の要件等についての知識）				軽犯罪法、道路交通法その他雑踏警備業務の必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	道路交通法（第１条、第２条、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条、第１３条の２、第１４条、第１７条、第２５条、第２５条の２、第２６条の２、第３５条、第３６条、第３７条、第３８条、第３８条の２、第４０条、第４１条の２、第４３条、第４４条、第４５条、第７６条、第７７条）									
			軽犯罪法（全般についての知識）					軽犯罪法（概略的知識）									
			民法（損害賠償）														
			雑踏の整理に関する こと。					学科	雑踏警備業務用資機材の使用 方法に関する専門的な知識を有 すること。				祭礼、花火大会等行事の態様別の警備実施要領	6	30		
													群集の整列を行う判断				規制広報の重要性及び実施上の留意事項
													群集密度と歩行速度				群集の整列の方法
群集動線の決定要素																	
群集の誘導、停止及び分断の方法																	
群集圧力の抑制の方法																	
雑踏警備業務用資機材を使用し て雑踏の整理を行う高度に専門 的な能力を有すること。	実技	雑踏警備業務用資機材を使用し て雑踏の整理を行う高度に専門 的な能力を有すること。	緊急の場合の動線の確保	20	実技	雑踏警備業務用資機材を使用し て雑踏の整理を行う専門的な能 力を有すること。	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備形態の特徴										
			群衆密度の変化に応じた群衆動線の切替え				緊急時の人による群集の規制要領										
			群衆密度の変化に応じた規制の方法				群集の整列の実施要領										
			ロープ等を使用した緊急時の規制の方法														
人の誘導その他の雑踏の整理を 行うため必要な事項に関する高 度に専門的な知識を有するこ と。	学科	人の誘導その他の雑踏の整理を 行うため必要な事項に関する専 門的な知識を有すること。	群集心理の理論と過去の事故事例		学科	群集の性格と群集心理の特性											
雑踏警備業務 の管理に関す ること。	学科	雑踏警備業務を実施する場所の 広さ、その周囲における道路及 び交通の状況その他の事情に関 する事前調査を的確に行うため 必要な事項に関する高度に専門 的な知識を有すること。	実地踏査の意義と重要性	1	5		学科										
			実地踏査実施上の留意事項														
	その他雑踏警備業務を能率的かつ 安全な実施に必要な業務の管理 の方法に関する高度に専門的 な知識を有すること。	学科		警備計画書及び警備指令書の作成要領													
				不測の事態を予測した対応要領													
雑踏警備業務を実施する場所の 広さ、その周囲における道路及 び交通の状況その他の事情を勘 案して、雑踏警備業務の効率的 かつ安全な実施に必要な業務の 管理を行う高度に専門的な能力 を有すること。	実技		警備計画書又は警備指令書の作成要領（警備員の 配置計画等）			40											

科目		1 級					2 級					
(警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	試験 区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
人の雑踏する 場所における 負傷等の事故 が発生した場合 における応急 の措置に関する こと。	学科	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 うため必要な事項に関する高度 に専門的な知識を有すること。	緊急連絡の方法と連絡要領 警備本部への追加連絡要領	7	3 5		学科	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 うため必要な事項に関する専門 的な知識を有すること。	事故発生時の把握すべき事項 警備本部への連絡要領	8	4 0	
	実技	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 う高度に専門的な能力を有する こと。	警備本部への追加連絡要領				1 0 実技	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 う専門的な能力を有すること。	警備本部への連絡要領			
	学科	事故の発生時における負傷者の 救護を行うため必要な事項に関 する高度に専門的な知識を有す ること。	死傷者多数の事故を想定した模擬訓練実施方法 不測の事態の場合の警備員の配置転換の判断 折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領				学科	事故の発生時における負傷者の 救護を行うため必要な事項に関 する専門的な知識を有するこ と。	事故発生時の二次災害防止要領 幼児等要保護者の対応要領 負傷者の搬送要領			
	実技	事故の発生時における負傷者の 救護を行う高度に専門的な能力 を有すること。	折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領				1 0 実技	事故の発生時における負傷者の 救護を行う専門的な能力を有す ること。	三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領			
	学科	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的 な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の護身術（応用）				学科	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な知識 を有すること。	警戒棒の取扱い 徒手の護身術（基本）			
	実技	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的 な能力を有すること。	警戒棒の応用操作 徒手の護身術（応用）				1 0 実技	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な能力 を有すること。	警戒棒の基本操作要領 徒手の護身術（基本）			
	学科	事故発生時の指揮及び警備員の統制要領 パニックを起こさせない誘導広報要領 不測の事態による規制を行う場合の広報要領	学科				事故発生時の初動措置要領 現場保存の意義及び実施上の留意点					
	実技	不測の事態による規制を行う場合の広報要領 規制を行う場合の迂回路の選定要領	1 0 実技				事故発生時の初動措置要領 現場保存の意義及び実施上の留意点					
	学科	その他事故の発生時における応 急の措置を行う高度に専門的な 知識を有すること。	その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。				その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。	緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認め た場合の禁止広報要領				
	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う高度に専門的な 能力を有すること。	その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。				その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。	緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認め た場合の禁止広報要領				
	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う高度に専門的な 能力を有すること。	その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。				その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。	緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認め た場合の禁止広報要領				
	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う高度に専門的な 能力を有すること。	その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。				その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。	緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認め た場合の禁止広報要領				
	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う高度に専門的な 能力を有すること。	その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。				その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。	緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認め た場合の禁止広報要領				